

別表（第8条関係）

施設の名称	使用区分等	使用料金
テクノホール 全面	午前9時～正午	3, 150円
	午後1時～午後5時	4, 190円
	午後6時～午後9時	3, 150円
テクノホール 半面	午前9時～正午	1, 580円
	午後1時～午後5時	2, 100円
	午後6時～午後9時	1, 580円
インキュベーション室1～3号	月額	38, 770円
インキュベーション室4、5号	月額	41, 910円

## 備考

- 1 月額使用料金で1カ月に満たない期間の使用料金は、1カ月を30日として日割り計算した額とする。
- 2 テクノホールの使用は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、事前に許可を受けた場合は、午後9時まで使用することができる。
- 3 使用者は入場料又はこれに類するものを徴収することはできない。
- 4 使用者は、創造センター内において物品の販売等、営業行為を行ってはならない。
- 5 テクノホールの冷暖房の利用料金は、1時間当たり200円（半面）とする。
- 6 付属機器の利用料金は、理事長が別に定める。
- 7 インキュベーション室1～3号は、1室を3ブースに分割使用する場合、1ブース月額13, 620円とする。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、理事会の議決のあった日から施行する。

## （経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以降における産学官連携地域産業創造センターの使用を許可された者から徴収する使用料金の額は、この規定による改正後の産学官連携地域産業創造センターの設置及び管理に関する規程別表（第8条関係）の規定の例によるものとする。